

生駒市規則第16号

生駒市予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市予算規則の一部を改正する規則

生駒市予算規則（昭和40年1月生駒市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「前条」を「第8条」に改め、「受けたときは」の次に「、前条の予算の執行方針に基づき」を加え、「予算執行に」を「予算について」に改め、同条を第9条の2とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（予算の執行方針）

第9条 市長は、予算成立後、直ちに予算の執行方針を定め、課長に通知するものとする。

様式第1号中「（第9条関係）」を「（第9条の2関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。